



教育相談室



子供の心に寄りそつて ↗ 傾聴のすすめ

傾聴って?

『傾聴』という言葉をご存知でしょうか。傾聴とは、カウンセリングによるコミュニケーション技能のひとつで、話の内容の受容、そして話し手への共感を大切にした聴き方です。傾聴の姿勢で聴くと、話し手が安心して、素直に自分の気持ちを話すことができます。聞き手に認められていると感じながら話す会話の中で、話し手は、自分自身で気持ちの整理をすることができます。聞き手は、話し手の素直な思いに触れることができるだけなく、より深い信頼関係の築きにつなげることもできるのです。

傾聴のポイント

(1) 環境を整えよう

話をするとき

の環境は、とても大切です。で

きるだけリラックスしやすい状態にしましょ

う。

子供の表情が

(2) 肯定的な態度で聴こう

人は話をするときに、言葉以外か

らも、多くの情報を受けとっています。

子供が安心して自分の話をするた

めには、『わたしは、あなたのこと

を受け入れているよ』ということが

十分伝わるようにする必要があります。言葉以外では、次のことに気をつけてみてください。

①笑顔で、あたたかい目線を送る。

②時々目を見て、うなづく。

(3) 共感しよう

傾聴で一番大切なことは、相手の話を否定しないことです。できるだけ一緒に怒り、泣き、笑い、共感し、人それぞれ。話の内容すべてに共感できるわけではありません。

ここでの大切なのは、「ん?」と思つた話のときは、内容全てではな

く、子供がどう感じたかをわかつてあげればよい、ということです。

『○○なんて、だいっきらい!』『あんなもの、なくなっちゃえ!』というような、これは注意すべきでは、と思うような不ガティブな内容に関しても、『あなたはそれが、そんなに嫌だったんだね』と気持ちを

おわりに

新生活を、一生懸命がんばる子供たち。愛情を伝え、思いを聴いてあげてください。

子供の心に寄り添った、ご家庭でのサポートをお願いします。

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要がある場合、自分でこれらのことを行うのが難しい場合があります。また、不利益な契約であっても判断できずに契約を結んでしまう場合があります。このような方が成年後見制度です。成年後見制度は「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つに分かれます。

成年後見制度を ご存じですか?



成年後見制度とは

地域包括支援センターです

シニアの皆さんの
総合相談窓口!



問合せ ☎ 62-0718

嵐山町役場
長寿生きがい課内

法定後見制度		任意後見制度
既に判断能力が不十分な方 判断能力により「後見」「保佐」「補助」の 3つに区分されています。	利用者(本人)	現在は判断能力が十分で将来に備えておきたい方
家庭裁判所へ申立てます。 申立人: 本人・配偶者・四親等内の親族・ 市区町村長	利用手続き	公証役場で任意後見契約を締結します。判断能力が低下し、支援が必要になった時は、家庭裁判所へ「任意後見監督人選任」を申立てます。 申立人: 本人・配偶者 四親等内の親族・受任者
申立時に候補者をあげることはできます が、最終的には裁判所が決めます。	後見人等になる人	自由に選べます ※任意後見監督人は裁判所が決めます。
裁判所が必要性を判断します。必要な場合は、弁護士、司法書士などの専門職を選任します。	監督人 (後見人等の活動を監督する人)	必ず必要です。 裁判所が弁護士、司法書士などの専門職を選任します。
後見人・監督人ともに裁判所が決定します。	報酬額	後見人→本人と事前契約で決定 監督人→裁判所が決定
原則、一生続きます。	後見人活動	契約内容は途中で変更・契約を解約することも可能。



「嵐カフェ」掲示板

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、嵐カフェ・
プチカフェは当面の間、休止とさせていただきます。
再開が決まりましたら、お知らせいたします。
認知症に関する相談は、随時受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。
地域包括支援センター ☎ 62-0718

「嵐カフェ ウエルシア」
問い合わせ: 嵐山町地域包括支援センター ☎ 62-0718
「プチカフェ」
問い合わせ: 一般社団法人 プチモンド ☎ 81-5446

法定後見制度はすでに判断能力が不十分な方が利用する制度です。
任意後見制度はあらかじめ支援してほしいことを契約書で決めてもらいう制度です。
誰もが自分は大丈夫と思いがちですが、いつどうなるかは分かりません。将来の安心のために事前に備える制度があることを知っておきましょう。

成年後見人制度の利用についておき、必要になつたときに支援してもらいます。
地域包括支援センターにお問い合わせください。